



家の囲いに生け垣を

接 1 緑地課 ☎898  
6 8 4 2 へ直  
8 9 8

奨励金額Ⅱ樹木  
購入費の3分の  
2で限度額は5  
万円。既存の囲  
いを替える場合  
は樹木購入費の  
ほかに2万円を  
限度に加算交付  
申し込みⅡ公園

まちに彩りと潤いを与え、住みよい環境をつくるために、生け垣を作る市民に奨励金を交付します。

対象Ⅱ住宅用建物の敷地内に新たに植栽するか既存の囲い（ブロック塀など）に替えて植栽する生け垣で、次のいずれかに該当するもの①市街化区域内や用途地域内、地方公共団体が造成した住宅団地内で幅員4以上の公道に面している部分がある

②前述の区域以外で国県道に面した部分や幅員6以上の市道に面した部分がある

生け垣の基準Ⅱ高さ0.6以上、長さ2以上、1以内3本以上

## 生け垣作りに奨励金 まちな景観を美しく

## 市内全域14万世帯に配布 広報紙に掲載する広告を募集

広報まえばしに掲載する広告を募集します。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

### ■特別広告

掲載スペースなど=8月1日号から来年4月1日号広報裏表紙の下段に縦90mm×横170mmをカラーで各号1枠

掲載料=1枠当たり15万円

対象=県内の企業や団体など各1者（選考）

### ■通常広告

掲載スペースなど=10月から来年3月までの各15日号6回、広報裏表紙の前ページ左側4段目にカラーで縦45mm×横85mm

掲載料=1回3万円

対象=県内の企業や団体など1者（選考）

申し込み=特別広告は希望号の発行日30日前までに、通常広告は8月31日(水)までに所定の申込用紙に記入し、市役所市政発信課(☎898-5847)へ郵送か直接



## 人や環境に 優しい心掛けを

ごみの焼却に関する苦情が多く寄せられています。主な内容は焼却で発生する煙や臭いについて。家庭でのごみなどの焼却は法律や県条例で禁止されています。焼却行為は環境を汚染するだけでなく、周りの人に迷惑を掛ける行為になるのでやめてください。

また、春から夏には農業用水路や河川への油類の流出通報が多く寄せられます。河川水は水道水や農業用水など、幅広く利用されています。下流域の人たちの生活や農作物に悪影響を与えることがないよう、油類の取り扱いには十分注意を。水路や河川に油が浮いている場合には、環境政策課に連絡してください。

問い合わせは 同課 ☎898-6294

## 早めの対策で アメヒト防除

6月から10月はアメリカシロヒトリ(アメヒト)の発生期です。生態を知り、早期の発見と防除で被害の拡大を防ぎましょう。

### ■生態

成虫はサクラ、カキ、クワ、ウメなどの葉に好んで産卵。幼虫は葉脈を残して葉を食べるので、葉のある葉は透けて見えます。

### ■防除対策

巣を発見したら、速やかに葉を切り取って処分を。高い所にある場合は枝を切り落とすか、直接幼虫を焼いてください。幼虫が分散してしまつたら、登録のある農薬などで防除する方法も。ただし、農薬が周辺に影響を及ぼすこともあるので、使用前に必ず近所に知らせ注意事項を守り、人や家畜、作物などに掛からないよう注意して使用しましょう。

### ■公共施設などで発見したら

施設の管理者へ連絡を。管理者が不明な場合は東部農林事務所へ連絡してください。

問い合わせは 同所 ☎895-4116

## 障害者や 家族の相談に

障害者相談員は、障害者やその家族からの相談を受けたり、関係機関との連絡調整を行ったりしています。困ったことがあれば、下表の相談員に相談してください。

相談の方法=障害の種別に応じて、近くの相談員に電話かファクスで

相談時間=午前9時～午後5時(土日曜・祝日を除く)。相談員が不在の場合もあります

問い合わせは 障害福祉課 ☎220-5713

障害者相談員(敬称略)			
種別	相談員氏名	町名	電話 (ファクス)番号
身体	阿久澤 牟	堀越町	283-2594
	飯塚 智宏	下川町	265-6580
	大島 主好	粕川町新屋	285-4632
	大山 順市	総社町総社	251-6109
	小池 庄次	河原浜町	283-3664
	佐々木 洋之	朝日町三丁目	220-1162
	戸所 長司	総社町総社	252-3802
	富澤 健吉	紅雲町一丁目	221-7377
	永井 勝二	堀越町	283-3546
	長岡 輝司	馬場町	283-3849
	長岡 俊充	粕川町深津	285-3051
	中澤 清次	若宮町四丁目	231-9339
	中野 正一	総社町総社	252-1312
	福田 精一	富士見町小暮	288-5075
	藤井 稔栄	下大島町	266-7220
	細野 英雄	朝倉町二丁目	261-2574
視覚	齋藤 高次	城東町五丁目	233-4692
	高橋 賢司	朝倉町二丁目	263-8855
聴覚	新井 章	富士見町時沢	ファクス 288-4020
	山田 希代子	富士見町小暮	ファクス 288-8209
知的	石坂 英子	広瀬町二丁目	263-8534
	近藤 喜七	昭和町二丁目	231-4623
	真藤 包次	粕川町深津	285-3460
難病	関口 純子	上佐鳥町	265-6271
	飯塚 敦子	鳥取町	269-2314
	小平 豊	青柳町	233-7848
	石田 ヨシ子	上佐鳥町	265-0304
	富安 一子	城東町四丁目	232-0152
水口 浩一郎	前箱田町二丁目	254-2246	

## 市・県民税納税通知書を発送

市・県民税(普通徴収)の納税通知書を6月9日(休)に発送する予定です。生活保護や災害被害を受けた場合など、特別の事由で納税が困難と認められる場合には、申請によって市・県民税が減免される場合があります。納期限日の7日前までに市民税課へ申請してください。

問い合わせは 市民税課 ☎898-6203

## 期限を守って忘れずに納税を

市税は納期限までに金融機関か市役所収納課、各支所・市民サービスセンター、コンビニエンスストアで納めてください。また、ペイジーによる電子納税も利用できます。

### ■便利な口座振替

納税には安全・確実な口座振替が便利。通帳・届け出印・納税通知書を用意して、預貯金口座のある金融機関へ直接申し込んでください。

### ■納税通知書を紛失したとき

市・県民税や軽自動車税は市民税課、固定資産税・都市計画税は資産税課、国民健康保険税は国民健康保険課で再発行します。

### ■納期限を過ぎると延滞金

納期限までに市税を納めないと、延滞金が加算されます。計画的に納税してください。

問い合わせは 収納課 ☎898-6226

## 国保脱退は早めに手続きを

国民健康保険(国保)に加入している人が、社会保険に加入したり被扶養者となったりしたときには、国保の脱退手続きが必要です。14日以内に本人か家族が届け出てください。年収が130万円未満(60歳以上は180万円未満)の国保加入者は、家族が加入している社会保険などの被扶養者に該当する場合も。家族が勤務する会社などへ相談してください。

### ■納税通知書は7月に郵送

本年度分の国保税の納税通知書は7月中旬に郵送。金融機関やコンビニで納付してください。口座振替やペイジーによる電子納税も利用できます。

問い合わせは 国民健康保険課 ☎898-6250